

北志津保育園の運営についてのお知らせ

(重要事項説明書)



令和7年4月

佐倉市立北志津保育園

1. 事業の目的

北志津保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2. 運営の方針

- ・家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行います。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

3. 施設運営主体

事業者の名称	佐倉市
代表者氏名	市長 西田 三十五
法人の所在地	佐倉市海隣寺町 97 番地
法人の電話番号	043-484-6415

4. 当園の概要

施設の種類	保育所		
施設の名称	佐倉市立北志津保育園		
所在地	佐倉市井野 869-9		
電話番号	043-487-1785		
管理者名	園長 松木 幸恵		
利用定員（年齢別）	0 歳児 3 号 3 名	3 歳児 2 号 20 名	
	1 歳児 3 号 15 名	4 歳児 2 号 20 名	
	2 歳児 3 号 17 名	5 歳児 2 号 20 名	
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的を実施しています。		
職員への研修の実施状況	内部研修年 12 回、外部研修年 30 回程度実施しています。		
認可年月日	昭和 48 年 4 月 1 日		

※利用定員は、保育士の配置等の理由により入園できる人数と異なる場合があります。

5. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3,741.37 m ²		
	園庭	1,804.84 m ²		
建物	構造	RC 造		
	延べ面積	1,262.60 m ²		
施設の内容	乳児・ほふく室	2 室	保育室	7 室
	遊戯室	1 室	幼児用トイレ	2 室
	調理室	2 室	沐浴室	1 室
	調乳室	1 室		
設備の種類	冷暖房			

6. 職員体制 令和7年4月1日現在

職名	職務の内容	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格
園長	園全般の管理・運営	1人	1人	人	人
副園長	保育指導に関すること。事務に関すること。	1人	1人	人	人
保育士	児童の保育に関すること。指導計画の作成。	17人	17人	19人	19人
調理員	給食調理に関すること。	1人	1人	4人	1人
栄養士	献立に関すること。児童のアレルギー等に関すること。	1人	1人	人	人
保健師又は看護師	児童の健康管理、保健衛生に関すること。	1人	1人	人	人
保育支援員	時間外を必要とする保育に関すること。	人	人	3人	人
用務員	用務に関すること。	人	人	1人	人
事務職員	保育園事務全般に関すること。	人	人	1人	人

7. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	月～金曜日：午前7時から午後8時 土曜日：午前7時から午後6時
休園日	日曜日、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日

*災害その他特別の事情があるときは、休園する場合があります。

8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後8時
保育短時間認定	保育時間	午前9時から午後5時
	延長保育時間	午前7時から午前9時、午後5時から午後8時

*やむをえない理由により延長保育を利用するにあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途延長保育料が必要となります。

*延長保育の利用は、原則として「勤務時間+通勤時間」等を考慮した中での真に必要な時間となります。

9. 提供する保育等の内容

当園は、「保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）」を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

② 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

③ 子育て支援事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として園庭開放を実施し、子育てについての相談や情報の提供などにより、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

④ 一時預かり事業

保護者の仕事や家庭の事情等で、継続的または一時的にお子さまの保育が出来ない時に、保育園等でお子さまをお預かりする事業です。

10. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0～2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3～5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギーマニュアルに基づいて実施します。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

大量調理施設衛生マニュアル及び佐倉市保育園給食衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び腸内細菌検査の実施（毎月1回）調理従事者の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

11. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月末日）。

ただし、納付書による納入も可能です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

保育料のほか、別表（P6）に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。**利用の開始について**

当園の教育・保育は、利用調整により決定された利用開始日を基礎とし、本重要事項説明に対する同意書の提出後に提供を開始します

12. 利用の開始について

登園の教育・保育は、利用調整により決定された利用開始日を基礎とし、本重要事項説明に対する同意書の提出後に提供を開始します。

13. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当しなくなったとき。
- ② 保護者からの保育園等退所届の提出があったとき。
- ③ 市外へ転出等により保育等の利用ができなくなったとき。
- ④ その他子ども支援部長が保育の実施を不適當と認めた場合。

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関に保育園医を委嘱しています。

① 内科

医療機関の名称	さわいこどもクリニック
医院長名又は医師名	澤井 清
所在地	佐倉市西志津8-7-27
電話	043-460-5830

② 歯科

医療機関の名称	檀上歯科医院
医院長名又は医師名	檀上 貴弘
所在地	佐倉市西ユーカリが丘3-1-12
電話	043-463-0230

15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め定期的な避難訓練を実施します。

非常時の対応	別に定める、消防計画書、防災教育訓練計画により対応します。		
避難訓練	火災・地震・風水害・竜巻・不審者等を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常用電源	非常警報装置	
避難場所	第1避難場所→園庭 第2避難場所→保育園駐車場 第3避難場所→井野小学校		

17. 園児の人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び虐待の防止のため以下の措置を講じています。

- ① こども家庭課との連携
- ② 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用
- ③ 責任者の設置
- ④ 職員に対する研修

18 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の種類	契約類型Ⅰ（補償保険加入なし）、賠償責任保険F型
保険金額	身体賠償1名につき2億円、1事故につき20億円

19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	塩野 怜美（副園長）
受付責任者	松木 幸恵（園長）
利用時間	月～金 午前9時～午後5時
連絡先	電話 043-487-1785 FAX 043-460-1880
第三者委員	第三者委員とは、苦情解決の社会性、透明性を確保するための外部の方の委員です。 ＊第三者委員の氏名及び連絡先は、園内に常設の重要事項説明書ならびに園内掲示物にて案内しております。
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

20. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、「佐倉市個人情報保護条例」に基づき、適正な維持管理を行います。

なお、転園の際には児童票の移送等、個人情報の伝達があります。

21. 記録の整備について

保育の提供に関する記録を完結の日から5年間保存します。

2.2.当園におけるその他の留意事項

① 園服等について

園統一の園服はありません。動きやすく、汚れてもよい服装でお願いします。クラス別に帽子の色を合わせています。色、形状が同等の帽子を可能な範囲で購入してくださいようお願いいたします。

② 写真撮影・販売について

お子様の日頃の姿をお伝えし、より一層感じていただけるよう、公立保育園では令和4年度から、プロのカメラマンによる撮影を通して、行事などを中心とした写真販売を実施しております。写真については、全て販売サイトでの実施となりますので、ご承知おきください。なお、写真撮影、掲載等について、配慮が必要な場合はご相談ください。

③ おむつ・おしりふき使い放題サブスクリプションサービスについて

公立保育園におきまして、令和5年1月よりおむつ・おしりふき使い放題サブスクリプションサービスを希望者様に提供しております。お申込みされたご家庭は、保育園で使用するおむつ・おしりふきをご用意する必要がありません。なお、お申込み・お支払いは各保護者様となります。ご承知おきください。

④ メール配信システム「マチコミ」について

公立保育園では、メール配信システム「マチコミ」にて保育園からのお知らせや文書等の配信をしております。保護者様からは、欠席連絡も入力可能です。なお、ご登録は保護者様となります。

⑤ 当園では「北志津保育園父母の会」があり、保護者の皆様が活動を行っております。

北志津保育園保護者により構成されており、各クラスより選出された役員が中心となり活動しております。会費につきましては、布団乾燥代金やクリスマスプレゼント、進級プレゼント等でお子様へ還元されます。父母の会活動につきましては、当園は関与いたしかねます。

別 表

1.保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済加入	年額 210 円

*その他、園外活動において、実費負担を求める場合があります。

2.延長保育料

30 分につき月額 500 円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分、保育短時間認定の場合は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分）を超えて利用した場合は、延長保育料を徴収いたします。

3.給食費

月額 6,000 円

*次のどちらかに該当する場合は、給食費の支払いが免除になります。

- ・ 年収 360 万円未満相当の世帯
 - ・ 第 3 子以降の子（保育施設等の在園児のみで数えて 3 人目以降）
- *給食費の免除対象となる方は、佐倉市又は各園よりお知らせします。